

山口県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領

第1 目的

この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、農業を営む者が作成した持続性の高い農業生産方式の導入計画（以下「導入計画」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

第2 導入計画の申請

導入計画の認定を受けようとする者は導入計画認定申請書（様式1号）に導入計画（様式2号）を添付し、農用地の所在地を管轄する農林事務所（農業部）を経由して、知事に申請するものとする。

第3 導入計画の認定

- 1 知事は、導入計画が法第4条及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成11年農林水産省令第69号。）第4条の規定に基づき適当と認める場合は、これを認定する。
- 2 知事は、1の導入計画を認定した場合は認定した農業者（以下「エコファーマー」という。）に対して通知するとともに、エコファーマーの農用地の所在地を管轄する農林事務所、市町、農業協同組合及び山口県信用農業協同組合連合会に通知する。

第4 導入計画の変更

- 1 エコファーマーが導入計画を変更する場合は、法第5条の規定に基づき変更後の導入計画及び導入計画変更承認申請書（様式3号）を作成し、知事の承認を受けなければならない。
- 2 エコファーマーの導入計画変更承認の申請については、1に定めるもののほか、第2、第3及び第7の規定に準じて行うものとする。

第5 導入計画の再認定

- 1 導入計画の認定期間が終了した場合、農業を営む者は再度導入計画の認定を受けることができる。
- 2 再認定を受けようとする者は、現在認定を受けている導入計画の目標年における実施状況を報告するものとする。
- 3 1、2の手続にあたっては、第2、第3及び第7の規定に準じて行うものとする。

第6 導入計画の取消し

法第5条第2項の導入計画の取消しは、次の場合に適用する。

- (1) 法第9条に基づく報告徴収に対して、エコファーマーが報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

- (2) エコファーマーから当該導入計画の認定を取り下げる旨の請求があった場合
- (3) 離農した場合（死亡を含む）

第7 農林事務所が行う指導

農林事務所は、導入計画の認定を受けようとする者に対し指導を行うものとする。また、認定後も導入計画の達成を促進するため、市町、農業協同組合等の関係機関と連携して、技術・経営に関する指導を行うものとする。

第8 実施状況の報告

知事は、第5の2の規定のほか、法第9条の規定によりエコファーマーに対し認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、導入計画の認定に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成13年5月11日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年6月13日から施行する。

この要領は、平成24年7月31日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(様式1号)

導入計画認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

住 所

(法人にあってはその所在地)

氏 名

印

(法人にあってはその名称と代表者氏名)

電話番号

(自宅または携帯電話)

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項に基づき、別添の導入計画の認定を受けたいので、山口県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領第2の規定により申請します。

(注) 導入計画(様式2号)を添付すること

(様式2号)

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画

申請者氏名		目標年度	平成 年度
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再認定	認定番号	

※1 目標年は原則として5年後とする
 ※2 申請区分は該当の口に■を記入する
 ※3 変更及び再認定の場合は現認定番号を記載する

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標

(1) 農業経営の概況

	水 田	普 通 畑	樹 園 地	そ の 他	合 計
経 営 面 積	a	a	a	a	0.0 a
労 働 力	農業従事者：男 人(うち専従者 人)、女 人(うち専従者 人)				
農産物販売金額 <small>※経営面積が30a未満の場合</small>	<input type="checkbox"/> 現状で50万円以上である <input type="checkbox"/> 今後50万円以上となる見込みがある				

※1 経営面積には借入地及び受託地面積を含む
 ※2 農産物販売金額は該当の口に■を記入する

(2) 作物別生産方式導入計画

生産方式導入作物名 (作型)	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	目 標 年
	a	a	a	a	a
	a	a	a	a	a
	a	a	a	a	a
	a	a	a	a	a
	a	a	a	a	a
	a	a	a	a	a
	a	a	a	a	a
小 計	0.0 a	0.0 a	0.0 a	0.0 a	0.0 a
	0.0 a	0.0 a	0.0 a	0.0 a	0.0 a
その他作物	a	a	a	a	a
合 計	0.0 a	0.0 a	0.0 a	0.0 a	0.0 a

※ 上段：生産方式導入面積、下段：当該作物作付全体面積 を記入する。

(3) 生産方式の内容

作物名 (作型)		前回の目標 (再認定時のみ記入)	現 状 (実 績)	目 標
栽培面積		a	a	a
収 量		kg/10a	kg/10a	kg/10a
有機質資材施用技術				
① たい肥等有機物資材施用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 緑肥作物利用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施用量 (1作あたり)		t/10a	t/10a	t/10a
有機質資材由来窒素量		kgN/10a	kgN/10a	kgN/10a
C/N比が規定値 (概ね10~150) の範囲内		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
特記事項:				
化学肥料低減技術				
① 局所施肥技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 肥効調節型肥料施用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 有機質肥料施用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
化学肥料由来窒素量 (上限値)	kgN/10a	kgN/10a	kgN/10a	kgN/10a
特記事項:				
化学農薬低減技術				
① 温湯種子消毒技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 機械除草技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 除草用動物利用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 生物農薬利用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 対抗植物利用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 抵抗性品種栽培・台木利用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 土壌還元消毒技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 熱利用土壌消毒技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 光利用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 被覆栽培技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ フェロモン剤利用技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ マルチ栽培技術		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
化学農薬の使用成分回数 (上限値)	回	回	回	回
特記事項:				
その他				

※1 生産方式を導入する作目(作型)ごとに作成する。

※2 新規の場合は現状と目標の欄に記入する。

※3 再認定の場合は、前回の目標欄に前導入計画の目標を記載し、実施状況を報告する。

※4 該当する技術の口には■を記入し、新たに導入する技術名に下線を引く。なお、品目により選択できる技術が異なるので注意する。

※5 導入する技術についての補足等(資材名、品種名、たい肥等の肥効率など)は特記事項欄に記入する。

※6 前回目標に未達成項目がある場合は、その他の欄にその理由及び改善策等を記入する。

参 考

化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術の目標内容

作物名						
化学肥料低減技術（目標施肥体系）						
項目	資材名	成分 (N:P:K)	施肥量 kg/10a	窒素成分量 kgN/10a		特記事項
					うち化学肥料由来	
		: :				
		: :				
		: :				
		: :				
		: :				
		: :				
		: :				
		: :				
		: :				
		: :				
		: :				
合 計				0	0	
化学肥料由来窒素成分量上限						

化学農薬低減技術（目標防除体系）

時期	項目	薬剤名	成分回数	特記事項
合 計			0	
成分回数上限				

※1 必要に応じて作成し、1(3)生産方式の内容の裏面に印刷する。部会等で既存の施肥及び防除体系がある場合、これらを添付する。
 ※2 施肥体系は、窒素成分の総量及びその内化学肥料に由来する窒素量を記載する。
 ※3 省令技術に対応する資材の特記事項欄に該当する技術名等を記載する。

(4) 農業所得の目標

	現 状	目 標
生産方式導入作物	千円	千円
その他作物	千円	千円
合 計	0 千円	0 千円

※農業所得は販売額から当該生産に要した経費を差し引いた額を記入

2 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項

(1) たい肥等利用計画

	たい肥等有機質資材の種類	自給	購入	備考
現状		t	t	入手先： 原 料： 成 分： C/N比：
目標		t	t	入手先： 原 料： 成 分： C/N比：

※有機質資材の一般的な名称を記入（例：牛ふんおがくずたい肥）

(2) 機械・施設整備計画

現状		計画		
種類・能力	台数	種類・能力	台数	実施時期

※「種類・能力」には、機械・施設の一般的な名称（例：トラクター）及びその能力の程度（馬力、植付け条数等）を記入すること。

(3) 資金調達計画

資金使途	資金種類	金額		償還条件等	実施時期	備考
			千円			
			千円			
			千円			
合 計			千円			

- ※1 「資金使途」には、整備する機械又は施設の一般的な名称を記入すること。
- ※2 「資金種類」には、自己資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記入すること。
- ※3 「金額」には、補助金等の助成措置がある場合には、括弧書で外数として記入すること。
- ※4 「償還条件」には、償還期間（据置期間を含む。）及び据置期間を記入すること。
- ※5 「実施時期」には、機械又は施設を導入する年月を記入すること。

3 その他

- ※1 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合は、当該措置の具体的内容、実施方法を記入すること。
- ※2 現状において、経営耕地面積が30a以上、農産物販売金額が60万円以上のどちらにも該当しない場合、目標年度においていずれかに該当するための根拠を記入すること。
- ※3 共同申請する場合、家族経営協定の締結年月日を記載すること。

〔添付資料〕

- 1 持続性の高い農業生産方式を導入するほ場の位置を判別できる地図
- 2 持続性の高い農業生産方式を導入する作物を栽培するほ場の土壌診断結果

分析項目：土壌有機物含量（腐植含量） 可給態窒素含量 土壌EC（水稻を除く） 土壌pH
--

(様式3号)

導入計画変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

住 所
(法人にあつてはその所在地)

氏 名 印
(法人にあつてはその名称と代表者氏名)

電話番号
(自宅または携帯電話)

年 月 日付けで認定のあつた導入計画を変更したいので、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第5条第1項及び山口県持続性の高い農業生産方式の導入計画認定要領第4の1の規定により申請します。

(注) 導入計画(様式2号)を添付すること